



第17号様式(第24条)

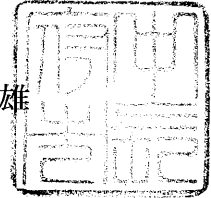
2府生ご許可第10号
令和3年2月22日

江戸川区篠崎町一丁目2番6号

株式会社京葉興業

代表取締役 鈴木宏和 様

府中市長 高野律雄



許 可 証

府中市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例施行規則第24条の規定により、
次のとおり許可します。

事務所 又は 営業所	所在地	府中市日鋼町1-1 府中インテリジェントパーク2階 まちづくり協議会事務所内
	名称	株式会社京葉興業 府中出張所
許可業の種別	一般廃棄物収集・運搬業(保管・積替えを除く)	
廃棄物の種類	事業系一般廃棄物(可燃ごみ)	
営業の区域	府中市内	
有効期間	令和3年4月10日から令和5年4月9日まで	
許可の条件	裏面のとおり	

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、府中市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、府中市を被告として(訴訟において府中市を代表する者は府中市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、(1)の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。